

脱炭素経営宣言 認定制度

脱炭素経営への転換、エネルギーコストの上昇への対策…
何から始めたらいいか、

お悩みの尼崎の中小事業者の皆さまへ

脱炭素化に向けた取組みを支援します！



認定の特典

【具体的な取組みを宣言】

「脱炭素って何から始めればいいのか？」という事業者様に対して、15項目の具体策を提示。支援機関等が用意する、各種ソリューション・サービスとの連携やインセンティブが受けられます。



【成果の開示】

尼崎市を含む、支援機関等にて認定事業所をHPで公表。取組報告を提出された企業には実際の取組事項も公表し、対外的なPRを支援します。

【取組状況に応じた認定】

「自社の取組をPRしたい」という事業者様に対して、認定マーク「あまがさき脱炭素経営事業所認定証」を授与。ロゴマークを名刺やHP等に自由に利用いただけます。

【脱炭素化にかかる伴走型支援】

宣言企業は、脱炭素化にかかる費用の補助対象となり、尼崎市内の脱炭素経営を伴走型で支援します。(※)

※予算議案が可決された場合に限り、令和7年度春から実施予定です。

< 宣言項目 >

知る	①	市や関係団体が実施する脱炭素関連施策への参加・協力
	②	自社の脱炭素に向けた推進体制の整備
	③	自社のエネルギー使用状況の把握
	④	環境マネジメントシステムの構築
測る	⑤	自社のCO ₂ 排出量の把握・削減
減らす	⑥	身近な省エネ取組
	⑦	環境負荷の少ない資材・物品・原料の調達
	⑧	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践
	⑨	従業員の通勤時や業務時等での公共交通機関の利用促進
	⑩	省エネ・再エネ設備への切替・導入
	⑪	社用車の電動化
	⑫	再エネ由来の電力・クリーン電力の調達又は活用
	⑬	太陽光発電設備の導入や蓄電池の設置
	⑭	自社建屋のZEB Ready化
	⑮	その他脱炭素経営に向けた取組

< 申請から認定までの流れ >

STEP1

～方針の表明～

- ・脱炭素経営宣言
- ・認定の申請



STEP2

～目標の設定～

- ・計画・目標の設定
- ・測る取組の実施



STEP3

～削減実行・
目標の達成～

- ・実績報告
- ・減らす取組の実施



【申請に関する問い合わせ先】

公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 事業課（尼崎市中小企業センター アイル 4階）
TEL：06-6488-9565 FAX：06-6488-9549

【制度に関するお問い合わせ先】

尼崎市 経済環境局 産業政策課
TEL：06-6489-6670 FAX：06-6489-6491
E-mail：ama-keikatsu@city.amagasaki.hogo.jp

▼ご申請は
こちらから

